保護者　各位

釧路市こども育成課

就労証明書に関する注意事項

教育・保育施設（認定こども園等）申込時や、現況届提出時に就労証明書の提出が必要となっております。

証明内容については、勤務先（就労先）が雇用契約の内容等を証明するものですので、市役所等では正誤の確認ができないものです。

つきましては、市役所や教育・保育施設へ提出する前にご自身で内容を確認いただきますようお願いいたします。

※就労証明の内容に不備がある場合、再提出まで申請の受理ができない場合があります。
また、記載内容に誤りがある場合、入所の利用調整等に関して不利となることがあります。
ご自身の就労状況と証明内容に相違がないか、必ずご確認ください。
就労証明書は原本の提出をお願いいたします。

【特に注意する点】

チェック		**ご確認いただきたい点**
□		証明書上部の証明者欄、№1～№3 及び№5～№6 が必須項目となります。 **※空欄がある場合、不備として訂正、再提出をお願いすることがあります。**
□		育児休暇取得中の場合、№8～9 及び№11・№15 が必須項目となります。 （№8 産後休暇を取得済みの場合は期間のみ記載してください。） **※空欄がある場合、不備として訂正、再提出をお願いすることがあります。**
□		雇用期間が有期の場合は№14 が記載されていることを確認してください。
□		訂正の箇所は二重線で消してあること、修正液や消えるボールペンが使用されていないことを確認してください。
№6 就労時間	□	就労時間は就業規則に定められた**休憩時間を含んだ**時間が記載されていることを確認してください。 （例：勤務９時～１７時　昼休み１２時～１３時　の場合８時間）
	□	育児等により勤務時間を短縮している場合でも、短時間になる前の時間になっていることを確認してください。 （例：雇用契約上９時～１７時勤務、育児時短勤務で現在９時～１５時の場合、№6 就労時間には９時～１７時、８時間　№12 に９時～１５時を記載）
	□	**月間労働時間の内容が正しいかを確認してください。**
№18 備考欄	□	変則就労（シフト制）の場合、主な就労時間が№6 に記載され、その他可能性のある勤務時間帯が備考欄に記入されていることを確認してください。

※個人事業主の方は、開業届、営業許可証、確定申告のいずれかの写しを添付してください。
※内容について不明点がある場合、釧路市から雇用主（事業主）へ連絡する場合があります。